

「北茨城市地域交通利用券」の助成額変更のご案内

9月19日（火）からタクシー運賃改定に伴い、タクシー助成券の助成額が以下のとおり変更になりますので、ご利用の際にはご注意ください。

○助成額

1人1回の乗車につき、上限 **640円** を助成します。

※500円又は600円の運賃の場合、運賃の負担は発生しませんが、
差額はお支払いいたしません。

○運賃の改定について

| | 変更前 | | 変更後 |
|-------|--------|---|--------|
| 初乗り運賃 | 740円 | ⇒ | 500円 |
| 初乗り距離 | 2,000m | ⇒ | 1,100m |
| 加算運賃 | 90円 | ⇒ | 100円 |
| 加算距離 | 277m | ⇒ | 256m |

（例：利用券を1人で1回利用した場合）

運賃 500円又は600円の場合

利用券で助成+利用者負担なし

※差額はお支払いいたしません。

運賃 700円の場合

640円助成+利用者60円負担

（例：利用券を持つ2人が利用した場合）※料金が1,000円を超えた場合に限る。

運賃 1,500円の場合

1,280円助成（2人分）+利用者220円負担

正しく使いましょう

虚偽の申請や他人への譲渡などがあった場合、利用券の返還と利用額の請求をすることがあります。ルールを守って正しく使いましょう。

問合せ先

北茨城市まちづくり協働課

〒319-1592 北茨城市磯原町磯原 1630

電話 0293-43-1111（代）内線 192・191 Fax 0293-30-1350